

平成 30 年 5 月 25 日

大田区議会議長

大 森 昭 彦 様

防災安全対策特別委員長

犬 伏 秀 一

防災安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

1 調査事件

- (1) 防災対策について
- (2) 危機管理対策について
- (3) 地域防犯対策について

2 中間報告

本委員会では、地震や台風をはじめとする自然災害、また、多様化、巧妙化する犯罪から区民の生命、財産を守り、区民が安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきた。昨年5月に中間報告を行っているので、ここで、主に昨年6月以降に行った調査・研究結果について報告する。

(1) 防災対策について

首都直下地震、風水害等による自然災害から、区民の生命、財産を守るためには、現存するあらゆる資源を活用し、「自助」「共助」の連携による地域力と公助力を結集した災害対応体制の構築が求められている。区は地域の防災力を強化していくために『大田区地域防災計画』を改訂するなど、ハードとソフトの両面にわたり、地域と一丸となって総合防災力の強化を進めている。

① 災害時協力協定の締結について

区は災害対策の円滑な実施を図るため、必要と認める業務について、様々な団体との協力協定の締結を推進している。平成 29 年度も、災害発生時に簡易間仕切りシステム等の供給を受けることを目的とした協定、学校法人片柳学園と締結した、災害時における帰宅困難者の受入等に関する協定など、様々な協力協定の締結について、進捗状況の報告があった。

委員会では、実際に間仕切りシステムの供給に要する期間や、帰宅困難者等の収容可能人数についてなど、災害時の実際に機能する内容に関して、具体的な数字等を把握しておくよう求める要望が多くあった。

また、協定締結先での従事者の負傷等についての質疑もあり、区からは、災害対応において生じた負傷、あるいは亡くなった場合は区の災害補償規定を適用すると答弁があった。

さらに、協定締結後も継続的に協議等を続けるよう求める意見もある中、今回新たに協定を締結し、水上輸送拠点として提供を受けることとなった施設等について、ほかの水上輸送拠点や防災船着場も併せて、船に乗り水上から現地視察を行った。協定内容が実際に機能するものなのか、区からの説明も受けながら現状を確認し、委員会全体で理解を深めることができた。

本委員会としては、協力協定の内容が災害時にしっかりと機能し、実効性のあるものとなるよう、引き続き区に求めていく。

② 地震に関する地域危険度測定調査の公表について

東京都は、地震に強い都市づくりの指標とし、また都民の防災意識の向上に役立てるため、おおむね 5 年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査し公表しており、今回第 8 回目の公表があった。

区からは、絶対的な危険量は全体的に低下しており、大田区においては、特別区の全体平均よりも高い改善が図られていること、今後は今回の調査結果を基に地震ハザードマップを改訂し、地域の危険性を示す資料として活用することなどの報告があった。

委員からは、相対評価による 5 段階の危険度ランクの評価方法について多くの質疑があり、相対評価で危険度ランクが悪化したとされても、建て替えによる改善など絶対的な評価ではないため不安をあおるだけではないか、地域の実情が加味されていな

い部分もあり、都民・区民に公表する資料とするのはどうなのかなど、評価方法について疑問を呈す内容が多く挙げられた。

これに対し区からは、絶対的な危険性等で示すことはできないか、区としても意見交換の場で東京都に対し意見を伝えており、引き続き、次回の調査に向け、東京都に意見を伝え続けていくとの答弁があった。

本委員会では、地域の実情等を的確に捉え、区民に対しより有効に防災意識の啓発を図れる周知方法等についても、引き続き調査・研究を行っていく。

③ 台風や大雨等、風水害に対する対応について

平成 29 年度も、台風や大雨などの様々な風水害に見舞われ、委員会でも、その都度の水防態勢や被害状況、対応等について区から報告があった。

10 月に 2 週連続で台風が発生した際には、多摩川で中洲の状況となったために取り残された方の救助の映像が報道されたことなどもあり、区の態勢等について活発な議論がなされた。

委員からは、区の防災訓練等の中で、特別出張所の役割が重要であるなどの見解があったことから、水防態勢において見直された部分もあるのかとの質疑があり、区からは、各特別出張所で人員の確保や避難所の開設要領等の見直しを図り、スムーズな避難所開設がなされたとの答弁があった。

また、避難誘導をしたにもかかわらず、避難をせずに取り残されたホームレスなどの方々に対する救助に関しては、委員から様々な意見があり、東京消防庁などと協議し、助ける側も助けられる側も、安全な状態を確保できる態勢を整備するよう求める要望などがあった。

区からは、人命第一で対応をしながらも、消防団、警察、消防とも連携し、職員等の命も守れる態勢で取り組んでいきたいとのことであった。

これからも様々な風水害が想定される中、本委員会としては、区民の安全・安心を守れる施策等について調査・研究を行うとともに、職員の安全も確保できる態勢づくりを区に求めていく。

④ 羽田地区の防災まちづくりについて

区では、「羽田の防災まちづくりの会」から、災害に強いまちづくりを着実に進めるため、「羽田地区まちづくりルールに関する提言書」を受領し、まちづくりルール

(地区計画)の内容を検討してきた。

平成 29 年 9 月に、地区関係者の意向を踏まえたものとして「羽田地区防災街区整備地区計画」(素案)を策定したと区から報告があった。

策定までの間も、区からは、まちづくりルールに関するアンケート調査の結果や地区内での出前型説明会の実施について委員会に報告があった。区は、まちづくりルールの意義や趣旨について、一層の周知を図りながら、説明会等で地域や地権者から出た意見を踏まえ、地区計画の素案をまとめた。

区は今後、素案の説明会を行うとともに地区関係者へアンケートを実施し、平成 30 年度にかけて都市計画法に基づく説明会などを行い、都市計画審議会への付議を目指していくとのことである。

委員からは、建て替え等で様々資金が必要となる中、助成金の制度等について丁寧に周知をするよう求める意見があったほか、垣または柵の構造制限で 60 センチ以下と定めるにあたり、どのような議論が行われたか、との質疑があった。

これに対し区からは、重量のある高いブロックが設置されると、崩れて避難経路を塞ぐ可能性もあることから、ブロック塀の高さを制限することは必要だという意見の中、防犯上、柵は必要だろうとの意見も多数あったとの答弁があった。

災害に強いまちづくりを進めていくためには、地域の理解を得ていくことが重要であり、本委員会では、区から地域への丁寧な説明や、地権者等の声を汲み取った地区計画が策定されるよう、引き続き区へ求めていく。

(2) 危機管理対策について

近年は、北朝鮮による核実験の実施や弾道ミサイルの発射実験が頻発し、弾道ミサイル着弾等に備えた避難訓練の実施や、国からの緊急情報を瞬時に伝達する「Jアラート」などについて、国民・区民の関心が高まっている。

大田区議会では、北朝鮮による度重なるミサイル発射や核実験に対し、抗議声明を出しており、本委員会でもこの間、突発的に事態が生起した時の対応や事前の対策、Jアラート発報時の行動等について、活発な議論が交わされてきた。

区からは、Jアラートの全国一斉情報伝達試験参加の報告のほか、Jアラート発報時の行動について、区報やホームページだけではなく、周知用のチラシを作成し区内各所に広く配布するなど、区民へより一層の周知を図っていると報告があった。

委員からは、Jアラートが発報してから着弾までの間での避難や身の安全の確保は

厳しいと思うがどう考えているか、また、事態を想定しての訓練等をどう考えているかなどの質疑があった。

これに対し区からは、まずは自分の身を守り、被害を確認してからの避難行動をとっていただくため、Jアラート発報時の行動についてより周知を図っていき、訓練については、東京都と連携して実施を考えていきたいとの答弁があった。

本委員会では、海外の情勢にも注視しながら、国や東京都と連携を図り、区民の安全・安心を守るための施策について、引き続き、調査・研究を行っていく。

(3) 地域防犯対策について

① 特殊詐欺等に対する防犯対策について

振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害が後を絶たず、平成 29 年は都内全体でも発生件数、被害総額が増加している。

区では、地域防犯のつどいや警視庁主催の特殊詐欺根絶キャラバン隊など様々なイベントを開催し、区民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、注意喚起を促している。今年度は初の取り組みとして、各イベントの会場の出入り口に特殊詐欺の被害防止効果が高い自動通話録音機の申請窓口を設けたとの報告があった。

区としては、被害防止に最も効果のある事業として、自動通話録音機の無料貸与事業を重点施策として取り組んでおり、録音機を設置した世帯へ実施したアンケート結果では、設置による防止効果も確認できたとのことである。

委員の中でも、特殊詐欺に関する相談を受けた事例も多く、自動通話録音機の効果を理解しつつも、設置後も注意喚起が必要であるとの意見や、地域ごとの特性や年齢別の分析等を求める要望などがあげられた。

特殊詐欺等被害を未然に防止し、区民の財産を守るためにも、本委員会では、詐欺被害の経緯や被害状況等の調査・研究を引き続き行うとともに、区に対し、地域防犯対策をさらに強化するよう求めていく。

② 蒲田駅周辺における客引き客待ち防止対策の強化について

区では、平成 29 年 4 月から、大田区客引き客待ち防止等指導員を増員しパトロールを強化しており、その効果をより一層高めるため、対策強化月間である 7 月から、防止強化策に取り組んでいくとの報告があった。

パトロール中の広報強化として、指導員がスピーカーを携帯し、区民への注意喚起

や客引きに対しての条例周知等のアナウンスを行っている。また、大田区公共の場所における客引き客待ち行為等の防止に関する条例の施行から3年が経ち、改めて条例を再周知するため、蒲田駅周辺の繁華街を訪れる区民などに対してチラシを配布した。

委員からは、チラシを配布するのであれば、悪質な客引きは違法であり、そもそも街頭等に立たせないようにしてほしいとの区民感覚と整合性を取るべきであるとの意見や、客引きをしない優良店と分け、違法を続ける店の特定を進めてみてはどうか、など様々な意見・要望があった。

区としても、同様の条例をもつ他の自治体の取り組みについて調査を進めており、その効果を見ながら、施策を考えていきたいと答弁があった。

本委員会では、蒲田駅周辺の明るい環境づくり、安全・安心なまちづくりを目指し、不当な客引き等の撲滅に向け、引き続き調査・研究を行っていく。

(4) 行政視察について

本委員会では、委員会調査・研究のため、平成29年11月9日から10日の2日間にわたり、陸上自衛隊第6師団、山形県山形市及び山形県長井市の視察を行った。

陸上自衛隊第6師団は、南東北3県の防衛・警備、また、東日本大震災で延べ53万人、平成29年4月の福島県浪江町の林野火災で延べ3,788人など、災害派遣を中心に国内外様々な活動をしており、視察では、災害時に実際に使用している器材・車両を見学しながらの説明があった。

陸上自衛隊では、山林火災の消火活動は得意であるが、都市火災の消火は苦手であるといった、自らの弱点を正確に把握しており、災害時に十分な能力を発揮するため、地元自治体や消防、警察等との連携を深めるよう努めている。自らの能力をよく知ることは、危機管理の原点であると感じたとともに、各機関がそれぞれの特性を認識したうえで、最善の災害対応策が取れるよう、連携の重要性を確認した。

これまでの災害対応の経験と課題を蓄積し、新たな知見も参考にしながら危機に備える姿勢は、本区も、区民の安全・安心を守る自治体として、大変参考になるものであった。

次に訪れた山形市は、平成24年に、市民の防災に関する知識・技術の普及、そして防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防災体制を確立し、安全で災害に強いまちづくりを推進する「防災学習拠点」として、市民防災センターをオープンした。

実際に消火や地震、煙等を模擬体験し防火・防災に対する知識等を身に付ける体験

コーナーや、同市の過去の災害や自然災害の仕組み等を紹介する展示コーナーを設置しており、委員も実際に地震体験・煙体験を行い、体験型の防災教育の拠点について、有用性を認識することができた。

また、小学生等を対象とした防災学習会の開催や、自主防災相談室を開設し防災に関する助言や支援を行うなど、市民の防災意識の普及・向上を目指す様々な取り組みをしている。

本区も町会単位での防災訓練などを毎年行っているが、小・中学生の参加者が多くないなどの課題がある。共助力の向上のため、あらゆるコミュニティが防災意識を共有できるよう、こういった他自治体の取り組みを参考にしていきたい。

最後に訪れた長井市と本区は、平成 28 年 4 月に災害時における相互応援に関する協定を締結している。本協定は、大規模な災害が発生し、被災自治体では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援することにより、応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的としており、本区が被災した場合には、長井市の豊富な水を活用した給水支援や、区で確保しにくい特殊車両の派遣等を受けることを想定している。

同市は、東日本大震災では宮城県多賀城市を支援しており、給水支援をはじめ、被災者への物的支援、バキュームカーによる汚水処理、ブロック塀等の倒壊物除去などの支援を行っている。視察では、実際に活用されたバキュームカーの見学等も行い、本区が被災した場合に受ける支援の内容について、詳細に確認することができた。

一方で、自治体間に距離があることや自治体の規模の差などもあることから、協定をさらに有効にするためには、日頃から具体的な支援行動などを決めておくことが重要であり、区に対して引き続き、自治体間での協議等を行うことを求めていく。

(5) 防災安全対策特別委員会の今後の展開

2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催や特区民泊の開始、また、住宅宿泊事業法の施行を控え、今後、さらに訪日外国人の受け入れ増加も見込まれる。大規模な事故、リスクの高い感染症や有毒物質の漏えいなどの健康危機といったような、様々な危機の未然防止と被害軽減の対策を強化し、緊急時には迅速・的確な危機対応が求められる。このような危機管理対策だけでなく、地域防犯対策についても地域の防犯力をより一層強化し、犯罪を未然に防ぐことで安全なまちづくりを推進していく必要がある。

そして、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等の経験と教訓を踏まえ、首都直下地震等への備えとして、災害の状況に応じ対応できる防災対策が欠かせない。近年、日本各地で過去に例のない風水害をはじめとした自然災害による被害が発生しており、これらの被害を最小限に抑えるため、区民や地域、企業、団体等の地域力を結集し、自助・共助・公助を連携させることによって、区と地域での防災対策を一層強化する必要がある。

こういった状況のもと、区民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをつくるため、今後もより一層、多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災安全対策特別委員会の中間報告とする。